

門真市南部市民センター機械警備業務仕様書

この仕様書は、門真市（以下「発注者」甲という。）において、受託者（以下「受注者」乙という。）が受託する門真市南部市民センター機械警備業務について、必要な実施事項を定める。

1. 目的

門真市南部市民センターの秩序を維持し、火災、盗難及び破壊行為等あらゆる事故の発生を警戒し、防止することにより、施設の保全と安全を図り、その業務の円滑な運営に寄与することを目的とする。

2. 件名

門真市南部市民センター機械警備業務

3. 委託期間

令和8年6月1日から令和10年3月31日まで

4. 対象施設

門真市島頭4丁目4番1号 門真市南部市民センター
鉄筋コンクリート造 2階建
延べ床面積 2,290.71 m²

5. 警備方法

機械警備システム（異常感知装置等の警備機器、自動通報装置（以下「警備用装置類」という。）及び警備員による対応を組み合わせた警備活動）

6. 警備責任時間

発注者が警備用装置類の警戒開始の信号を発したときから、同装置の警戒解除の信号を発したときまでとする。ただし、火災の監視については、24時間監視するものとする。

7. 警備内容

- (1) 施設に対する侵入、破壊行為等不法行為者の早期発見と措置
- (2) 警備対象施設の異常発生時の甲及び関係部署への通報並びに緊急措置
- (3) 警備対象施設の異常発生時の即応要員の出動、臨機措置及び報告
- (4) 火災の早期発見と初期消火の対処
- (5) 警備用装置類の正常作動確認、監視及び異常発報時の措置
- (6) その他不測事態の早期発見と防止
- (7) その他甲の指示する事項

8. 警備実施要領

- (1) 異常事態が発生した場合において、その異常事態が侵入、盗難に関わる場合については、その事態を阻止するための適切な措置を速やかに講じることを目的として、警備用装置類は、異常事態の詳細についての的確かつ迅速に乙の監視センター（以下「監視センター」という。）に通報する。
- (2) 監視センターでは、警報受信装置を常時監視し、警備対象施設に異常が発生したことを感知したときは、その状況を的確かつ迅速に判断し、警備対象施設の安全を維持するための最良の措置を実施する。また、乙の警備員の出動が必要と判断した場合は、直ちに急行させるとともに、必要事項を指示するものとする。
- (3) 異常事態が発生した場合において、警備対象施設の安全を維持するための措置を迅速に実施するため、警備員待機所の所在は、南部市民センターを中心として25分以内で到着できる位置にすること。
- (4) 監視センターは、異常事態を確認した場合は、甲へ通報するとともに、必要に応じて、消防署、警察署に通報すること。
- (5) 乙の警備員は、監視センターと連絡体制を保持し、異常事態の発生に備えるものとする。また、異常事態が発生した場合は、監視センターの指示に基づき的確に対処し、警備目的を達成する。
- (6) 対象施設に到着した受注者の警備員は、異常事態確認及び、その拡

大防止措置をとり、発注者及び監視センターにその状況を速やかに報告すること。

- (7) 警備用装置類の維持管理については、常時正常に作動するよう維持管理すること。故障等が発生した場合は、機械警備業務に支障が出ないよう、機器の取り換え等を行うこと。万一、機械警備業務に支障が出る場合は、代替え警備対策を講じ警備に支障が出ないようにすること。これに係る費用は、受注者の負担とする。

9. 警備用装置類の仕様

- (1) 警備用装置類は、発生した異常事態を監視センターに自動的に通報する機能を有するものとする。
- (2) 自動通報装置は、停電時においても30分以上の蓄電池等によるバックアップ機能を有するものとする。また、蓄電池容量については適宜点検できるものとする。
- (3) 警備用装置類の警戒開始及び警戒解除は、電磁気を記録したカード等専用のカードキーにより行うものとする。
- (4) 警備用装置類は、異常が発生した場合にそれを阻止するための的確かつ迅速な措置を講じるために、発生した異常事態を感知し、監視センターへ通報できる機能を有するものとする。
- (5) 警戒状態への移行操作を行うためのカードキーを万が一紛失した場合等、この不正使用防止のためのデータ変更が速やかに実施できる機能を有するものとする。
- (6) 警備用装置類の主操作器は、南部市民センター内に設置し、発生した異常事態を監視センターへ通報するとともに、主操作器にも異常発生場所等を知らせる機能を有するものとする。
- (7) 異常感知装置等は、発注者と受注者が協議の上設置すること。
- (8) 緊急時に、南部市民センターから監視センターへ通報できる非常通報装置を設置すること。

10. 提出書類等

受注者は、発注者に対し次の書類を提出する。

(1) 業務計画書

警備の実施に先立ち、業務委託担当者と協議の上作成し、次の事項を記載する。

- ① 当業務委託の履行に関して業務を統括する業務責任者名
- ② 警備機器、自動通報装置及びコントローラの各仕様、配置図等の警備計画
- ③ 機械警備装置の概要
- ④ 監視センター及び待機所として届出している書類の写し、又は、監視センター及び待機所の所在地を証明する書面
- ⑤ 待機所から警備対象施設までの距離及び移動の時間
- ⑥ その他発注者が指定した事項

(2) 業務報告書

- ① 日単位で警備状況等を記録した警備報告を月単位で作成し、翌月速やかに提出する。
- ② 異常発生時については、対処の内容を記載した報告書を速やかに発注者に提出する。

(3) その他発注者が指示する事項

11. 鍵の預託

警備上必要な鍵、カードキー等は、発注者、受注者相互に預託するものとし、授受はそれぞれ預かり受領書により、その所在を確認できるようにするとともに、厳重に取り扱い保管する。

12. その他

- (1) 契約期間満了又は契約の解除等となった場合は、警備用装置類は、受注者において撤去し、原状に復するものとし、これに係る費用は、受注者の負担とする。
- (2) 本仕様書に疑義が生じたときは、発注者と受注者が協議の上、実施すること。